

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：やました保育園	種別：保育所	
代表者氏名：多田 聡	定員（利用人数）：９９名（８８名）	
所在地：愛知県名古屋市守山区森宮町１２５		
TEL： ０５２－７３７－１０７７		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 令和５年４月１日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 中日会		
職員数	常勤職員：１３名	非常勤職員：９名
専門職員	（施設長） １名	（主任） １名
	（保育士） １５名	（管理栄養士） １名
	（調理師） １名	
施設・設備の概要	（居室数） ６室	（設備等） 保育室・事務所・厨房
		子育て支援センター・園庭

③理念・基本方針

★理念

子どもの最善の利益を優先する保育の実践、保護者への就労支援と育児支援の実践、さらには地域の方々と連携を取り、地域貢献の実現を目指す

★基本方針

保育を必要とするこどもたちに、心身ともに健やかに育成する保育を推進し、子育て中の保護者を支持し、地域の多様な福祉サービスの充実と向上を目指し、さらには男女の社会共同参画の実現に寄与する

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・食育活動に念入りに打ち合わせをしている。
- ・職員同士の報連相を密にしている
- ・人権保育に関する内容を常に意識している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年12月22日（契約日）～ 令和8年6月1日（評価確定日） 【令和8年2月27日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初 回 （令和 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆施設長の高い改善意識

施設長が園運営全般の管理を担っている。施設長は民間移管前の公立保育園時代の園を視察し、遊具の安全性に疑問を持った。移管後、直ちに単独遊具を複合遊具に入れ替える等、安全面の改善をなした。遊具に起因する子どもの事故は激減している。また、権利擁護のチェックリストを実施し、職員個々の結果を集計・分析した結果、職員ごとの意識や判定基準の相違が明らかとなった。職員意識を統一するため、年間1回の実施を毎月実施に改めた。その効果が表れ、職員による意識の差がなくなり、適切な保育を実践していく上でのベースが構築できた。施設長の高い改善意識が結果として表れている。

◆働きやすい職場環境の実現

保育園支援システムの導入もあり、また職員間の良好なコミュニケーションもあって、勤務時間中の職員に余裕が感じられる。職員が調整し合って事務時間を確保し、時間外労働を減少させ持帰り仕事を撤廃している。民間移管当初から職員の離職が続いていたが、人事体制を変更した結果、ここ1年間の離職者は0である。働きやすい職場環境が実現している。

◆子ども主体の保育

子どもの人権を尊重し、一人ひとりの思いに寄り添う保育が実践されている。体験活動や食育、地域との関わりも豊かで、子どもの生活や遊びを広げる工夫が随所に見られる。保護者との信頼関係も良好で、安全・衛生管理も概ね適切に行われており、園全体として温かく安定した保育環境が整えられている。

◇改善を求められる点

◆職員研修の効果測定

勤務シフトを調整し、極力予定されている研修への参加を実現させようとしている。非正規のパート職員も、保育園支援システムを活用した動画研修の受講が可能である。研修の履修後には「研修報告書」が提出され、受講者は研修での気づきや学び、保育の改善につながるアクションプラン等を記述している。しかし、研修が「研修報告書」の提出で完結してしまっている。履修後の一定期間を置いてアクションプランの実施の可否を検証し、研修の効果測定を実施されたい。

◆保育を支える仕組みづくり

多くの取組みが実践されている一方で、マニュアル整備や情報共有の仕組み化、定期的な評価・見直し体制は十分とは言い難い。特に管理職が専門性を言語化し、園としての基準を明確に示すことが今後の課題である。実践を組織的に支える体制を整えることで、より質の高い保育へと発展していくことが期待される。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めての第三者評価でした。
この評価をしっかり受け止め、より子どもたちの最善の利益を追求した保育、保育者の皆様の就労支援、地域貢献・地域交流を強化していきたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保１	㉖ ・ ｂ ・ ｃ
＜コメント＞ 施設長が園運営全般の管理を担っている。しかし、会議や会食会等の折には、統括園長である理事長が園を訪れ、職員に対して法人の考え方を説いている。保護者に対しても、入園式や運動会等の行事の際に保護者の前に立ち、法人理念に基づく話をしている。保護者アンケートの「理念・方針の保護者周知」の項目は、回答した保護者の86%が肯定している。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保２	㉖ ・ ｂ ・ ｃ
＜コメント＞ 園長（理事長）が同業団体の役員を務めていることもあり、事業運営に関する有益な情報を適時に取得できる環境にある。法人が運営する保育園を県外にも展開しており、幅広く情報を収集している。区の園長会には施設長が出席しており、園長との連携を強固にして園運営にあたっている。		
Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保３	㉖ ・ ｂ ・ ｃ
＜コメント＞ 民間運営に移行して3年目を迎えており、安定的な園運営が行われている。移行当初は一部保護者からの反発もあったが、丁寧な説明と四者委員会の取組みにより、保護者の信頼を得るに至った。職員の離職も課題となっていたが、職員体制を変更することによって安定した雇用となった。今年度、退職者は0である。		

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ-3-（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-（１）-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保４	ａ ・ ㉖ ・ ｃ
＜コメント＞ 法人が作成した計画が市に提出されているが、園には備え付けられていない。職員会議では、園長が将来的な構想を口頭で説明するが、文書として見える形での中・長期計画は策定されていない。民間移管4年目を迎えるにあたり、園長の目指す3年後、5年後の「園のあるべき姿」を、中・長期計画として示されたい。		
Ⅰ-3-（１）-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保５	ａ ・ ㉖ ・ ｃ
＜コメント＞ 法人として、また園独自の中・長期計画はないが、法人が作成した単年度の事業計画書がある。事業展開するいくつもの保育所共通の内容となっている。法人の事業計画書に沿い、園としての独自の事業計画を作成されたい。事業計画の作成にあたっては、園として重点的に取り組む項目を掲げ、それぞれに数値目標や具体的な到達点を設定することが望ましい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に 行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> 法人作成の事業計画書に沿って保育が実践されているが、職員全般に事業計画書に対する意識は低く、その必要性も感じていない。毎月の職員会議で様々な案件が話し合われているが、それらが事業計画書とつながっているという意識の醸成を図られたい。そして年度の終了時には、1年間の職員の汗（努力）を、事業報告書の形で示されたい。			
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> 職員と同様に、保護者もまた「事業計画書」には馴染みがない。保護者アンケートの「事業計画の保護者周知」の項目は、肯定する回答は50%を超えるに留まっている。保育園支援システムを使い、保護者に様々な情報を伝えており、その中には事業計画書に基づいたものもある。新年度、保護者の興味や関心の高い取組みを中心に、「事業計画」として伝えることを期待したい。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 第三者評価は今回が初めての受審であるが、今後も定期的な受審を考えている。自己評価の実施はなく、子どもの権利擁護に関するチェックリストを使い、その関連部分（人権擁護）のみの振返りを行っている。今後は、権利擁護のチェックリストに加え、保育全般に亘る自己評価を行い、自らの保育を振り返ることを望みたい。			
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	㉠ ・ b ・ c	
<コメント> 権利擁護のチェックリストを実施し、職員個々の結果を集計・分析した結果、職員ごとの意識や判定基準の相違が明らかとなった。職員意識を統一するため、年間1回の実施を毎月実施に改めた。その効果が表れ、職員による意識の差がなくなり、適切な保育を実践していく上でのベースが構築できた。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> (保10～13は、管理者を施設長として評価する) 施設長の職責は「運営規程」に記載されており、園務の一元的な管理を行っている。平時、非常時の施設長権限の委任先について、「組織図」からは主任保育士がその任に当たるとされるが、「運営規程」等により明確化することが望ましい。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> 園運営に関連する法令の改廃や制度改定にあたっては、法人本部から情報が入る。また、年間4回開催される区の園長会でも、行政説明の中で情報が伝えられる。関係法令の改廃や制度改定は、園で使用する規程やマニュアルに影響を及ぼす可能性があり、対応に漏れが生じることを防ぐため、関係法令をリスト化して常に目を配ることが必要となる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	⑨	・ b ・ c
<コメント> 民間移行前に公立時代の保育園を視察し、遊具の安全性に課題を感じていた。民間移行に伴い、公立園時代の単独遊具を撤去し、複合遊具に入れ替えた。これによって子どもに十分に目が行き届くようになり、遊具に関係する子どものけがが激減した。以前から、一部の保護者から「遊具の危険性」が指摘されていたが、遊具の入替えによって保護者の満足度も高まっている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	⑨	・ b ・ c
<コメント> 子どもに対しては充実した保育を、保護者にとっては安定した就労と安心感を、職員にとっては働きやすい職場環境を提供するため、「金銭に関係なく、必要なものは整備する」との法人の強い意思がある。複合遊具の導入しかり、また保育園支援システムの導入もしかりである。保育園支援システムの導入により、職員の業務負担は軽減し、保護者へは利便性をもたらしている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	⑨ ・ b ・ c	
<コメント> 正規、非正規を問わず、法人本部主導で採用活動が行われている。当園勤務を希望する応募者には、園で面接を行って採否の判定に加わることもある。民間移管後2年間は職員の離職が続いたが、職員体制の変更(役職者の交代)後は、約1年間離職者を出していない。年齢的にも調和の取れた職員構成であり、園全体に一体感がある。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ⑨ ・ c	
<コメント> 成果主義的な思想はなく、終身雇用を前提とした年功序列型の人事管理体制である。昇給や昇格等の処遇に関する人事基準は職員に開示されているが、人事考課制度や目標管理制度は導入されていない。職員育成の面からは、両制度の導入を検討することが望ましい。ただ、職員には処遇に関しての不満色がないだけに、新たな制度の導入には相応の配慮が必要となる。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 保育園支援システムの導入もあり、また職員間の良好なコミュニケーションもあって、勤務時間の使い方に余裕がある。職員が調整し合って事務時間を確保し、時間外労働を減少させ持帰り仕事を撤廃している。男性職員の育児休業の取得はまだないが、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、子育て中の職員には「家庭重視」の勤務を認めている。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c	
＜コメント＞ 明文化されていないが、園長（理事長）の求める「人権保育のできる保育士」と、施設長が目指す「提案型保育士の育成」が、「期待する職員像」の基となる。これを理解した意識の高い職員に対し、施設長が目標や課題を与えている。ただ、口頭でのやり取りであって、文書化して結果を求めるレベルの取組みではない。職員育成のためにも、目標管理の仕組みづくりを期待したい。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c	
＜コメント＞ 市の研修計画を基に「職員研修計画」を作成し、参加予定の職員名が記入してある。時間的な制約がある非正規のパート職員に対して、保育園支援システムを活用した動画研修を用意する配慮もある。研修の履修後には「研修報告書」が提出され、受講者は研修での気づきや学び、アクションプラン等を記載している。研修をここで完結させず、アクションプランの実施を検証されたい。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 勤務シフトを調整し、極力予定されている研修への参加を実現させようとしている。非正規のパート職員も、保育園支援システムを活用した動画研修の受講が可能である。職員個々に対し、一定の研修機会は確保されており、法人本部で職員個々の研修履歴も管理されている。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c	
＜コメント＞ 毎年、保育実習生を3～4名受け入れている。しかし、実習生を受け入れるための包括的なマニュアルが作成されておらず、カリキュラムも整っていない。次代を担う福祉職の養成は社会福祉法人にとっての使命であり、目的を明確にしたマニュアルを整備して、効果ある実習生の受入れを実施されたい。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	④ ・ b ・ c	
＜コメント＞ ホームページを使って法人や園の情報を公開しており、法的に公開が求められる法人の主要な情報はWAM-NET（独立行政法人福祉医療機構）上で公表している。苦情に関する情報（解決した苦情の内容等）は、年度ごと、事業所ごとに法人のホームページ上で公表している。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	④ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園の現金出納は、10万円を限度とする小口現金制で管理している。物品購入等の決裁権は施設長にあり、出納責任者も施設長であるが、法人本部の会計責任者と連携して、内部牽制が働く仕組みを構築している。定期的な行政の監査においても、特段の指摘事項はない。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	③ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 「全体的な計画」の中に、子どもと地域との関わりに関する方針を記載している。世代間交流の「さざんかの会」に子どもたちが参加し、園行事の運動会や餅つき大会への参加を地域に呼び掛けている。消防署や警察署とも連携し、防災教室や交通安全教室を依頼している。近隣の保育所との交流も積極的に行っている。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ③ ・ c	
＜コメント＞ ボランティアの受入れは活況とは言えず、地域の中学校から福祉体験学習の生徒が来園する程度である。今年度は、中学生6名を2日間受け入れた。ボランティアは、園と地域とを結ぶ懸け橋的な存在であり、子どもたちにとっても社会性伸長の機会となる。マニュアルを整備し、積極的なボランティアの受入れを望みたい。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 市や区の担当部局等の行政機関、園医をはじめ子どもたちのかかりつけ医等の医療機関、子どもたちが就学する小学校等の教育機関等々、これらの社会資源と連携を図り、円滑な園運営を行っている。一票化したリストは作成していないが、区が作成した「子育てマップ」に主要な社会資源が網羅されており、これをリストとして準用している。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	③ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園舎内に子育て支援センター「コアラルーム」が併設されており、毎日未就園児親子が訪れる。子育て支援センターと連携し、保護者の相談等に対応する中で保育ニーズを拾っている。区の園長会や幼保小連絡会議への参加を通して、地域の福祉動向やニーズの把握に努めている。保育園支援システムのアプリを使って保護者が意見・要望を寄せており、保護者のニーズを把握できる。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ③ ・ c	
＜コメント＞ 「保護者を孤立させない」ことに力を入れて取り組んでいる。園の事業ではないが、併設されている子育て支援センターと連携して未就園児の保護者の相談に乗っている。保護者参加の園イベントを多数計画し、保護者同士の交流の促進を図っている。ただ、目に見える形での公益的な事業や活動は数が少なく、今後の課題となる。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a . b . c	
＜コメント＞ 法人理念は「保育所保育指針」に基づき策定され、子どもの人権尊重を基本姿勢として明確にしている。理念は職員間で共有され、毎月の会議ではデータベースを活用した不適切保育事例の検討を実施している。さらに、「人権擁護チェックリスト」による自己評価を通して保育を振り返り、継続的な改善に努めている。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a . b . c	
＜コメント＞ おむつ替えや着替えの際には他児から見えないよう環境面で配慮し、子どもの羞恥心や尊厳を守る取組が行われている。写真撮影についても、入園時に保護者の同意を得る等、適切に対応している。一方で、内容は口頭や会議での周知に留まっており、統一的な対応を図るためにもマニュアル整備が望まれる。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a . b . c	
＜コメント＞ ホームページやパンフレットを使い、園の理念や保育内容等の情報を分かりやすく発信しており、パンフレットは区役所にも設置され、広く周知が図られている。見学希望者には随時対応し、施設長自らが案内と説明を行う等、丁寧で誠実な情報提供に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a . b . c	
＜コメント＞ 大きな保育内容の変更はないが、公立園からの引継ぎ時には変更点について一部保護者の同意が得られない事例があった。その後は丁寧な説明と対話を重ねることで理解が進み、現在は反対意見もほとんどない状態になっている。今後も、十分な説明と合意形成に努める姿勢が望まれる。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a . b . c	
＜コメント＞ 転園時や卒園時には、口頭で「また来てね」と温かい言葉かけが行われている。今後は、環境の変化により不安を抱えやすい子どもや保護者に対し、転園・卒園後も切れ目のない支援を行う姿勢や、いつでも相談に応じる意思をより明確に伝えていくことが望まれる。併せて、担当者名や連絡先を文書等で周知すると一層の安心につながる。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a . b . c	
＜コメント＞ 現在、保護者会は設置されていないが、各行事後にアンケートを実施し、寄せられた意見を次回の行事運営に活かしている。今後は、集まった意見や改善内容について保護者へフィードバックを行い、双方向の信頼関係をより一層深めていく取組が望まれる。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a . b . c	
＜コメント＞ 苦情解決システムは保護者に周知されており、以前寄せられた駐車場不足の意見についても改善が図られている。現在は苦情受付が0件であるが、その状況も保護者へ知らせることで、制度が適切に機能していることや、安心して意見を伝えられる体制であることを、より明確に示していくこととなる。			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 保護者が気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、口頭や連絡帳アプリを通じて丁寧な連絡体制を整えている。玄関に意見箱も設置しているが、意見は少ない。今後は、利用状況も含めて保護者へフィードバックし、仕組みが機能していることを伝えていくことが望ましい。また、担任が主に相談を受ける現状を踏まえ、対応手順をマニュアル化して職員間で共有することが期待される。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 保護者アンケートの結果は会議で職員間に周知され、緊急を要する案件については口頭で速やかに伝達している。今後は、保護者からの意見や相談内容をどのように共有し、どのような手順で回答していくのかを明確に書面化し、マニュアルとして整備・周知することで、より組織的で一貫した対応体制が構築される。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 「年間安全計画」に基づいて避難訓練が実施され、日々のヒヤリハットも報告書にまとめ、職員間で共有されている。法人の方針でもあり、職員の安全管理への意識は高い。一方で、既存のマニュアルが十分に周知されていない懸念もあるため、園内研修等を通じて内容を再確認し、実践に結び付けていく取組みが期待される。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 「感染症マニュアル」に基づいて適切に対応し、感染症の発症時には個人情報に配慮しながら速やかに周知している。連絡帳アプリを活用し、発症状況だけでなく主な症状も併せて伝えることで、保護者の早期対応への気づきを促している。一方で、職員へのマニュアル周知が十分とは言えない面もあり、継続的な確認と共有の強化が望まれる。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にを行っている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 大規模災害発生時には、園内での垂直避難を想定し、備蓄品もリストとともに適切に管理されている。安全対策への意識は高い。一方で、離乳食の備蓄は未整備であり、乳児への配慮として今後の準備が望まれる。また、災害時の引渡し訓練は未実施のため、実践的な訓練の実施が期待される。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 標準的な保育実施方法として明文化されたものはなく、新規採用職員は法人のしおりや各クラスのデイリープログラムを通して実践の中で学んでいる。子どもだけでなく職員の主体性も大切にし、意見を出し合いながら多様な経験を重ねる保育を実践しており、その姿勢は保護者からも高い評価を得ている。			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ② ・ c	
＜コメント＞ 保育内容は月1回の職員会議や必要に応じた幼児・乳児会議で検討・見直しが行われ、非常勤職員へも議事録で周知されている。定期的な見直し時期は年度末が中心であり、計画的な検証体制の強化は課題である。法人が求める保育の方向性を職員自らの思いとして共有し、主体的に実践している姿勢は高く評価できる。			

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> 「全体的な計画」は子どもの人権を尊重し、「保育所保育指針」の内容を踏まえて作成されている。特に乳児（とりわけ0歳児）については、3つの視点から養護と教育を一体的に捉えた計画立案が求められる。現行の5領域中心の構成については、乳児保育の特性を踏まえた再考が望まれる。			
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> 年間指導計画の振返りは年度末に行われ、期ごとの評価は実施されていない。一方、職員からの意見が行事の充実につながる等、改善に向けた環境は整っている。今後は、年度初めの計画についてもより短い周期で振返りを行い、「保育所保育指針」の趣旨に沿った継続的改善を図ることで、より質の高い保育サービス提供が期待される。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> 個別記録は、園で統一した様式により作成され、子どもの姿からねらいを設定して次月へ引き継ぐ仕組みが整えられている。記録は連絡帳アプリ内で適切に保管されている。一方、新規採用職員への記入研修は十分でなく、口頭指導に留まっているため、記載内容に差が生じないよう、研修や記入例の整備等の仕組みづくりが望まれる。			
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	①	・ b ・ c
<コメント> 個人情報保護に関する規程が整備され、書類の保管・保存は適正に行われている。運営開始から間もないため廃棄の実績はないが、今後も規程に基づく適切な管理が求められる。保護者には、入園時に個人情報の取扱いについて説明を行い、「同意書」を取得する等、理解と同意を得た上で運用している。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① a . b . c	
＜コメント＞ 「全体的な計画」は、子どもの権利を尊重し、「保育所保育指針」の趣旨を踏まえて作成されている。0歳児については3つの視点から捉えた計画の記載が望まれる。近隣小規模園への園庭開放や老人会との交流等、地域との関わりもある。法人発行の手帳が職員に配付され、理念や思いを日常的に振り返ることが可能な体制が整えられている。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① a . b . c	
＜コメント＞ 保育室内の温度・湿度は適切に管理され、子どもたちが快適に過ごせる環境が整えられている。玩具の消毒も毎日実施されており、衛生面への配慮が徹底されている。園（法人）を挙げて、安全で清潔な保育環境の維持に努めている。			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a . ② . c	
＜コメント＞ 子ども一人ひとりの思いに寄り添う保育を心がけ、発達過程や日々の様子は口頭で共有している。しかし、基本的な生活習慣の習得における援助の程度等、複数職員が関わる中での細かな情報共有には課題が見られる。来年度は担当制保育を検討しており、併せて「連絡ノート」や会議の活用等、継続的に子どもの姿を共有できる仕組みづくりが望まれる。			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a . ③ . c	
＜コメント＞ 子ども個々の育ちに応じた支援方法について、組織的に共有する仕組みは整備されておらず、主に口頭での伝達に留まっている。同様の発達段階にある子ども同士で排泄に誘う等の工夫は見られるが、十分に個別性へ対応しているとは言い難い。今後は記録や会議を活用し、支援方法を明確に共有する体制づくりを望みたい。			
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	④ a . b . c	
＜コメント＞ 子どもたちの生活や遊びを豊かにする取組みが積極的に行われ、保護者からも高い評価を得ている。移動動物園や夏祭り、もちつき、マグロの解体ショー等、多様な体験の機会が設けられている。日常の散歩においても交通ルールを学ぶ等、生活と学びを結び付けた保育が実践されている。			
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a . ⑤ . c	
＜コメント＞ 子どもが、興味を持った玩具で遊びながら諸機能の発達が促されるよう、環境設定に配慮している。家庭とは連絡帳アプリを活用して情報共有を図り、参観日や給食試食を通して保護者が子どもの姿を知る機会も設けられている。今後は、0歳児保育において3つの視点を踏まえた養護と教育の一体的展開により、一層の質の向上が期待される。			
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	⑥ a . b . c	
＜コメント＞ 子ども一人ひとりの気持ちに寄り添う姿勢を大切にされた保育が行われている。生活習慣や排泄の自立については、家庭と連携を図りながら個々の発達に応じて無理なく進めている。また、他者理解が難しく、友だちとのトラブルが起こりやすい年齢であることを入園式等で保護者に伝え、理解と協力を得よう努めている。			

A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 幼児クラスでは、英語や習字等の多様な体験活動が計画され、豊かな学びの機会が設けられている。年間計画には「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が示されているが、具体的内容の明記はないため、日常的に確認できる工夫が望まれる。また、小学校との連携は見学が中心であり、就学への期待が高まる継続的な関わりの充実が期待される。			
A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 療育センターと連携し、一人ひとりに寄り添った支援が行われている。療育センター職員の保育所訪問はあるが、保育士が療育の場面を直接見る機会はない。相互理解を深める機会の創設が望まれる。また、支援を必要とする子どもの特性や困り感について保護者と共有し、理解を広げることで、より質の高いインクルーシブな保育への発展が期待される。			
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 長時間保育を担当する保育士間では、日中の出来事を口頭やメモで伝え合っているが、統一された連絡ツールは整備されていない。伝達漏れや誤認を防ぐためにも、「連絡ノート」等を活用した仕組みの構築が望まれる。なお、長時間保育の子どもには簡単なお菓子とお茶が提供され、安心して過ごせる配慮がなされている。			
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 幼保小懇談会において保育士が小学校教諭と情報共有する機会が設けられている。一方、子どもたちの小学校との関わりは、体験入学や散歩時の訪問に留まっている。今後は、就学への期待や見通しが持てるよう、継続的かつ双方向の交流機会を充実させていくことが望まれる。			
A-1-(3) 健康管理			
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉞ ・ b ・ c
＜コメント＞ 子どもの健康管理は適切に行われており、健診結果は保護者へ丁寧に伝達されている。異常が認められた場合には受診を勧め、受診結果の提出も確認する等、継続的なフォロー体制が整えられている。午睡時の睡眠チェックも適正な間隔で実施され、子どもの安全確保に努めている。			
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉞ ・ b ・ c
＜コメント＞ 健診結果は保護者へ伝えられるとともに職員間でも共有され、健康状態の把握に努めている。園内での歯磨きは実施していないが、4・5歳児にはフッ素洗口を取り入れ、口腔衛生の向上を図っている。SIDS（乳幼児突然死症候群）についても入園時に保護者へ啓発を行い、安全への意識づけを行っている。			
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉞ ・ b ・ c
＜コメント＞ 現在、給食で特別な対応を要するアレルギー児は在籍していないが、アレルギー・慢性疾患への対応はガイドラインに基づいて整備されている。対応食提供時は、トレーの色分けやダブルチェックを徹底し、誤食事故を防止することとしている。「献立表」は毎月保護者にも確認してもらい、食材の最終確認を行っている。万一来場、職員はエピペン講習を受講している。			

A-1-（４） 食育、食の安全		
A-1-（４）-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 食育計画に基づき、子どもが楽しみながら学べる多様な企画を実施している。季節の食材や行事食も積極的に取り入れ、食への関心を育んでいる。離乳食は初期食から対応し、幼児クラスでは自分で食べる量を決める機会を設ける等、主体性を尊重している。保護者参加型の食育行事も行われている。		
A-1-（４）-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 給食は市内の公立園共通の献立を採用し、安定した内容で提供されている。調理員も子どもの喫食状況を確認し、食材の切り方等に反映させている。残食調査も実施し、改善に努めている。給食室の安全管理は、「衛生管理マニュアル」に基づいて適切に行われている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-（１） 家庭と綿密な連携		
A-2-（１）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 日常の子どもの様子は、連絡帳アプリを通して保護者と丁寧に伝え合い、情報共有が図られている。加えて、送迎時等の直接話せる機会も大切にし、信頼関係の構築に努めている。保護者参加型の行事を多く設け、園と家庭とが連携しながら子どもの育ちを支える体制が整えられている。		
A-2-（２） 保護者の支援		
A-2-（２）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 日頃より保護者とのコミュニケーションを大切にし、信頼関係の構築に努めている。日常の相談は主に連絡帳アプリを通じて行われているが、希望に応じて個別面談も実施している。相談内容は記録されており、継続的な支援につなげる体制が整えられている。		
A-2-（２）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉖ ・ c
<コメント> 虐待防止については「重要事項説明書」に明記され、通報義務があることも保護者へ伝えられている。日々の健康チェックを通して虐待や権利侵害の早期発見に努め、児童相談所とも連携を図っている。一方で、「虐待防止マニュアル」は未整備であり、早期に作成し、職員間で共有する体制づくりが望まれる。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-（１） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-（１）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉖ ・ c
<コメント> 人権擁護のセルフチェックリストを用い、職員個々の振り返りは実施されている。今後は、権利擁護に留まることなく、自身の保育全般について振り返る機会を持つことで、専門性の向上を図ることが望まれる。個々の成長が積み重なることで、園全体の保育の質の向上となり、よりレベルの高い保育サービスの提供につながることが期待される。		